

女子サッカー・フットサルサークル 規約

(名称)

第1条 本団体は、女子サッカー・フットサルサークルと称する。

(目的)

第2条 本団体は、心身向上のため、また、活動を通してチームワークを高め、技術の習得を目指すことを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。

なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(役員)

第4条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は2年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名・・・本団体を代表する。
- 2) 副部長1名・・・部長を補佐し、部長に事故等があるとき若しく不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名・・・会計事務を処理する。

(決議)

第5条 本規約に定めのない事項については全構成員での会議により決する。

(改廃)

第6条 本規約は、全構成員との会議により改廃される。

附則

この規約は、平成19年8月6日から施行する。